

明野富士見霊園の使用に関するしおり

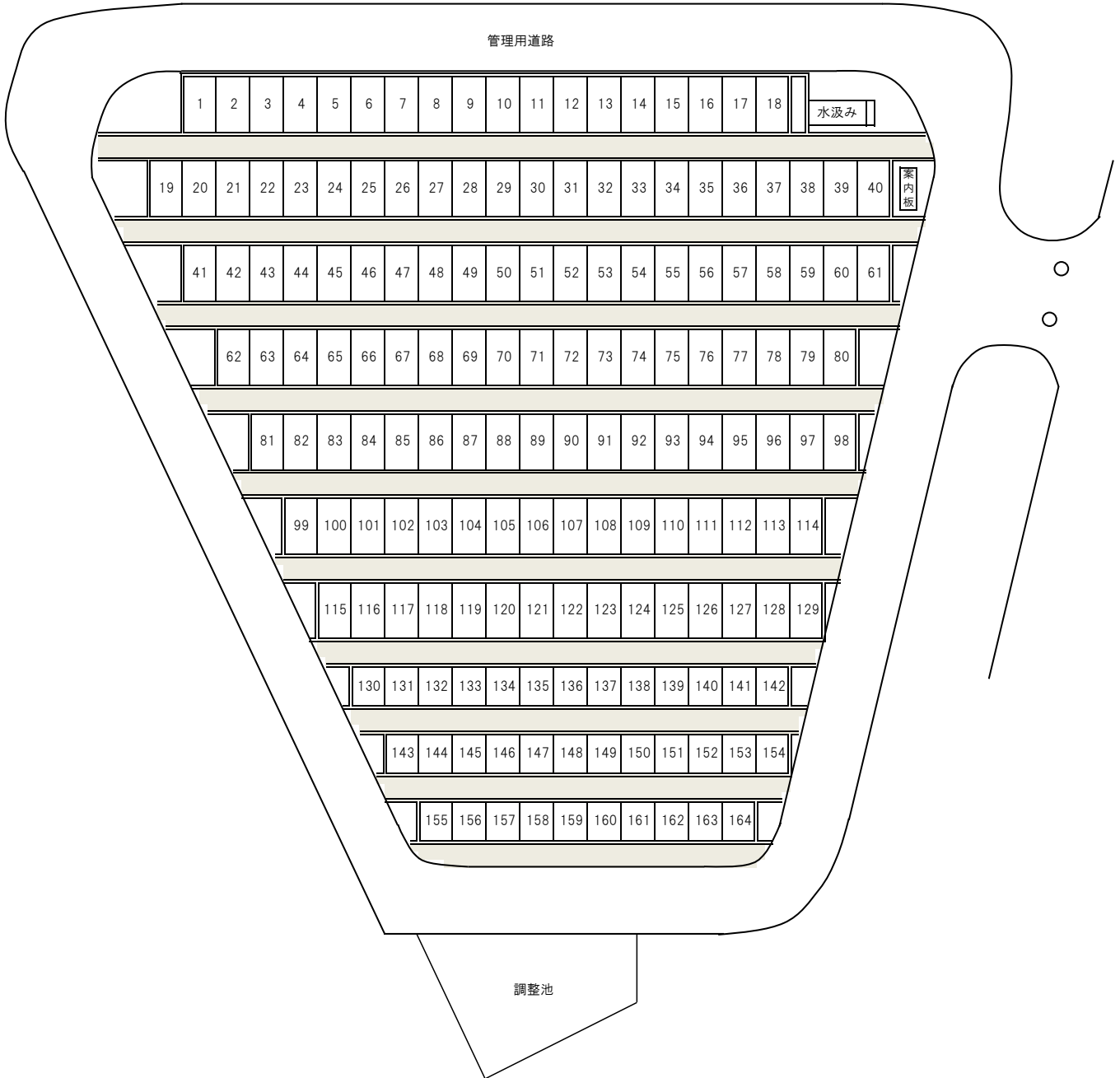
筑西市 市民環境部 環境課

明野富士見霊園 《案内図》

所在地：筑西市赤浜806番地1



明野富士見霊園 《区画割図》



第1種（和型）： No. 1 ~ No.129

第2種（洋型）： No.130 ~ No.164

明野富士見霊園の使用に関するしおり

筑西市営墓地「明野富士見霊園」は、地域の墓地需要に応じて優良な墓地の供給を図るために旧明野町が整備し、平成 17 年 3 月に開園した霊園墓地です。

また、平成 17 年 3 月 28 日付けをもって、旧下館市・旧関城町・旧明野町・旧協和町が合併となり、「筑西市」が誕生し、「筑西市」が管理・運営を行っております。

■墓地の位置

筑西市赤浜 806 番地 1 (墓地区域面積 0.24ha)

* 筑西市明野地区の南端に広がる田園地帯に面する台地に位置し、西側には小貝川が流れ、時節により富士山を望めるところにあります。

■墓所の種別

- ・第 1 種 (和型墓所) 4.0 m² (間口 1.6 m × 奥行 2.5 m) 129 区画
- ・第 2 種 (洋型墓所) 3.2 m² (間口 1.6 m × 奥行 2.0 m) 35 区画

* 墓所は、全区画とも前面南向きとなっています。

■使用資格(申請時に、次の条件のいずれかを満たしている必要があります。)

- (1)市 民 : 祭祀を主宰すべき者で、使用許可申請の日において、本市の住民基本台帳に継続して1年以上記録されている者であること。また、使用許可申請の日において、本市に本籍を有しており、2親等以内の成年者が本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2)市外在住者: 祭祀を主宰すべき者で、使用許可申請の日において、本市に本籍を有しており、2親等以内の成年者が本市の住民基本台帳に記録されている者

〈手続き: 墓地使用許可の申請〉

* 留意事項

- (1)使用者1名(1世帯)につき、墓地の使用は1区画(墓所)とします。
- (2)区画(墓所)の指定はできません。市長が指定した区画(墓所)とします。

■墓地の管理等に関する代理人

使用許可申請の日において本市の住民基本台帳に継続して1年以上記録されていない者(市外在住者)が墓地を使用する場合には、本市の住民基本台帳に記録されている2親等以内の成年者を代理人と定め、届け出る必要があります。使用者が市外に転出した場合も同様に代理人を指定する必要があります。

〈手続き:墓地使用者代理人の指定届〉

ただし、墓地の管理等に関し支障が無いと市長が認める場合は、この限りではありません。

■使用料

墓地使用料は、墓地を使用しようとする者が、市長が定める期日までに納付していただく料金です。

・第1種（和型墓所） 320,000円 ・第2種（洋型墓所） 256,000円

*留意事項

(1)使用料は、原則として返還しませんが、3年以内に未使用の墓地を返還した場合は、規則で定める割合で還付する規定があります。

〈手続き:墓地使用料の還付申請〉

■管理料

墓地管理料は、墓地内の緑地や施設等の共用部の管理に必要な経費として、墓地の使用を許可された者に負担していただく料金です。毎年度、市役所から送付される納入通知書により、指定の期日までに納付していただきます。

・年額 2,800円

*留意事項

(1)管理料が未納(3年間)の場合は、使用許可を取り消すことがあります。

(2)規定により管理料の減免を受けることができます。(生活保護法による生活扶助を受けているとき)

〈手続き:墓地管理料の減免申請〉

■使用の許可に関する事項

1. 墓地使用許可証

墓地の使用を許可したときは、墓地使用申請者(以下「使用者」という。)に墓地使用許可証を交付いたします。当墓地の使用権を証明するもので、使用に関する諸手続きを行うときに必要となりますので、大切に保管してください。

なお、墓地使用許可証をき損、汚損、紛失した場合は、再交付を受けてください。

〈手続き:墓地使用許可証の再交付の申請〉

*留意事項

(1)墓地は、墳墓を設けて焼骨を埋蔵すること以外に使用することはできません。

(2)墓地の使用権を他の者に譲渡及び使用させることはできません。

(3)管理料を3年間未納の他、墓地の使用に関し条例等に違反したときは、使用許可を取り消すことがあ

ります。

2. 墓地使用権の返還

墓地を使用することが無くなった場合には、返還していただきます。原状に回復し、墓地使用許可証を添えて返還してください。

〈手続き:墓地使用権の返還届〉

3. 墓地使用権の承継

墓地使用者の死亡その他の事由により、祭祀を主宰すべき地位を承継した者は、墓地の使用権を承継できます。

〈手続き:墓地使用権の承継届〉

* 留意事項

(1)墓地の使用者の死亡から3年経過しても承継者がいない場合や、使用者が住所不明になって7年を経過した場合には、墓地の使用権は消滅します。

4. 住所等の変更

墓地使用許可証に記載されている使用者の本籍、住所、氏名等を変更した場合は、速やかに届け出てください。

〈手続き:墓地使用許可証の記載事項等変更届〉

5. 遺骨の埋蔵(納骨)

焼骨(遺骨)を墳墓に埋蔵(納骨)するときは、墓地管理者(市長)に死体埋火葬許可証又は改葬許可証を提出してください。墓地管理者(市長)が、当該許可証を受理した後でなければ、埋蔵(納骨)することはできません。

* 関係法令:墓地、埋葬等に関する法律(第14条第1項)

〈手続き:埋蔵届〉

* 留意事項

(1)墓地使用許可証を同時に提出し、埋蔵の事実の記録を受けてください。

6. 墓碑等の設置工事

使用を許可された墓所に墳墓(墓碑等)を設置する場合は、規則で定める墓碑等の設置基準(別表)に従って行ってください。この場合、事前に工事内容を届けて墓地管理者(市長)の承認を得る必要があります。

〈手続き:墓地内工事の施工届、完了届〉

＊留意事項

- (1) 墓碑等の工事を行う場合は、施工開始 7 日前までに関係書類を添付のうえ、墓地内工事施工届を提出し、墓地管理者(市長)の承認を受けること。
- (2) 工事は、必ず職員の立ち会いのもとに墓所区画等を確認し、作業に関する説明を受けること。
- (3) 園内に車両を乗り入れる場合は、管理者から車止めを解除する鍵を借り受けてください。なお、園内通路では、接触事故や施設損壊が無いよう徐行運転をすること。
- (4) 暗渠パイプが設置してありますので、カロートからの排水管としてください。
- (5) 工事から出る残材(残土、生コン、碎石等)は、施工業者が持ち帰ること。
- (6) 道具を園内で洗わないこと。(特に生コンが付着しているもの)
- (7) 工事場所及び周辺の清掃と後始末を励行し、付近の原状復元をすること。
- (8) 工事完了後は、速やかに墓地管理者(市長)に墓地内工事完了届を提出し、職員の検査を受けること。
(設置基準に反する場合は、修正していただきます。)
- (9) その他、工事に際しては、墓地管理者(市長)の指示を受けること。

7. その他の注意事項

- (1) 使用者は、使用する墓所を清潔に維持するとともに、墓碑等が危険な状態にならないように管理する義務があります。
- (2) 使用者は、墓地の施設等を故意又は過失により損傷した場合には、その損害について、賠償責任を負います。
- (3) 園内の水道(地下水)は、飲用しないでください。
- (4) 墓参時のごみ等は必ず持ち帰ること。
- (5) その他、筑西市墓地の設置及び管理に関する条例、及び関係法令の規定を遵守して使用してください。

●別 表（条例施行規則 別表 明野富士見霊園関係部分抜粋）

・墓碑等の設置基準（施設の制限）

第 2 明野富士見墓地

(1) 墳墓の設置に係る施設等の高さは、次に掲げる範囲内とする。

種 別 \ 区 分	盛 土	囲 障 (外 柵)	墓 碑	形 象 類・	そ の 他 工 作 物
	m	m	m	m	m
第 1 種(和型)	0.35	0.65	2.20	1.60	1.60
第 2 種(洋型)	0.35	0.65	1.60	1.60	1.60

(2) 測定基準点は、使用墓所の南側の縁石面の中心とする。

(3) 囲障(外柵)は、墓所区画境界より左右とも 1 センチメートルずつ空けること。

(4) 納骨用のカロートを設置すること。

(5) 基礎部及びカロートの設置は、測定基準点より地下 0.15 メートル以内とすること。

(6) 施設等の種類及び数量は、次の範囲内とする。

種 別	墓 碑	墓 誌	カ ロ ー ト	線 香 台	供 物 台	塔 婆 立	灯 籠	花 立
数 量	1 基	各 1 個					各 1 対	

(7) 墓碑は、南側を正面として設置すること。

(8) 置き灯籠(門柱の上に置く灯籠をいう。)は、0.5 メートル以内とする。

(9) 樹木等の植栽はできない。

■明野富士見霊園使用に関する各種申請・届出

申請・届出事項	時 期	必要な書類 (申請書又は届出書)	添付書類
墓地使用の許可申請	新規申請のとき (事前)	墓地使用許可申請書	①住民票の写し(本籍の記載があるもの) ②その他市長が必要と認める書類
管理等に関する代理人の指定届	使用許可申請時又は代理人を変更するとき(事前)	墓地使用者代理人指定届	①代理人となる者の住民票の写し ※代理人は、本市の住民基本台帳に記録されている2親等以内の成年者に限る。
使用許可証の再交付	き損若しくは紛失したとき	墓地使用許可証再交付申請書	①き損または汚損の場合、その墓地使用許可証
墓地使用料の還付	使用許可を受けた日から3年以内	墓地使用料還付申請書	墓地使用許可証
墓地使用权の返還	返還しようとするとき (事前)	墓地使用权返還届	墓地使用許可証
墓地使用权の承継	使用权を承継するとき ※原則使用者が死亡したとき	墓地使用权承継届	①墓地使用許可証 ②承継しようとする者の住民票の写し及び現在の墓地使用者と承継しようとする者との続柄を証する戸籍謄本等又は現在の墓地使用者から引き継いで祭祀を主宰する者であることを示す書類 ③承継原因を証明する書類 ④その他市長が必要と認める書類
使用許可証記載事項等の変更届出	住所等を変更したとき (事後)	墓地使用許可証記載事項等変更届	①墓地使用許可証 ②記載事項の変更の事実を証する書類
墓地管理料の減免	減免を受けようとする事実が発生したとき	墓地管理料減免申請書	①墓地使用許可証 ②減免を受けようとする事実を証する書類
墓碑等の設置届	墓地内工事を行うとき (事前)	墓地内工事施工届	①墓地使用許可証 ②工事の内容を明らかにする書類、図面(寸法が記載されているもの)
	工事が完了したとき(事後)	墓地内工事完了届	工事完了後の出来形図書、写真等(前方、横方向、後方から撮影したもの)
焼骨の埋蔵(納骨)の届	焼骨の埋蔵(納骨)をするとき(事前)	墓地埋蔵届	①墓地使用許可証 ②死体埋火葬許可証又は改葬許可証

明野富士見霊園 経営者・管理者 筑西市長

■お問い合わせ先及び申請先

〒308-8616 筑西市丙 360 番地

筑西市役所 環境課 生活環境グループ Tel: 0296-24-2130 (直通)

fax: 0296-24-2274 (直通)